

令和3年2月

宛: サッポロビール健康保険組合 適用事業会社 ご担当者御中

サッポロビール健康保険組合
佐々木・原・伊藤

令和3年度の健康保険料率・介護保険料率他について(ご連絡)

今般、2月18日開催の健康保険組合会にて、令和3年度の保険料率(健康保険料・介護保険料)ならびに組合平均標準報酬月額が決定いたしました。今回、健康保険料の内訳もあわせてご連絡いたしますので、よろしくお願いたします。

記

1. 健康保険料率 令和3年3月分(4月上旬納入告知分)より適用

(1) 健康保険料の料率

項目	料率	内、事業主負担料率	内、被保険者負担料率
健康保険料	100.0/1000	55/1000	45/1000

(2) 健康保険料の内訳

健康保険料は下記の様に「基本保険料」、「特定保険料」、「調整保険料」で構成されています。

項目	料率	内、事業主負担料率	内、被保険者負担料率
基本保険料	55.595/1000	30.577/1000	25.018/1000
特定保険料(注1)	43.105/1000	23.708/1000	19.397/1000
調整保険料(注2)	1.300/1000	0.715/1000	0.585/1000

(注1) 特定保険料は、健康保険組合が国に支払う「納付金」に充てる保険料で「後期高齢者支援金」や「前期高齢者納付金」など、高齢者医療制度を支える事を目的としています

(注2) 調整保険料は、健康保険組合の集まりである「健康保険組合連合会」に支払うもので、財政窮迫組合の助成や一定額以上の高額医療費の共同負担を目的としています。

2. 介護保険料率 令和3年3月分(4月上旬納入告知分)より適用、昨年度と変更あり

(1) 介護保険料の料率

項目	料率	内、事業主負担料率	内、被保険者負担料率
介護保険料	18.4/1000	9.2/1000	9.2/1000

介護保険料は40歳以上65歳未満で、国内に住所がある被保険者の皆様(介護保険第2号被保険者)に、ご負担いただきます。

3. 組合平均標準報酬月額 (変更あり)

当健康保険組合の令和2年9月30日における組合平均標準報酬月額は365,585円であり健康保険法の標準報酬月額等級表にあてはめると「**25等級 360,000円**」です。

(350,000円～370,000円の範囲は25等級、標準報酬が一律360,000円と位置づけられます)

本等級は令和3年4月1日から令和4年3月31日までに適用される任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。

以上